

石川県エコ農産物表示要領

令和5年3月30日 生流第1847号

(目的)

第1条 この要領は、石川県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領（令和5年3月30日生流第1847号。以下「認定要領」という。）第11条の規定に基づき、エコ農産物の表示について必要な事項を定めることにより、エコ農業者及びエコ農業推進団体を支援するとともに、消費者に対してエコ農産物に対する適切な情報を提供することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、エコ農産物とは次のものをいう。

- (1) 認定要領第4の規定に基づいて、県知事から認定を受けたエコ農業者及びエコ農業推進団体が認定導入計画に従って栽培した農産物
- (2) この要領において、エコ農産物マーク（以下「マーク」という。）とは、前項の基準を満たす農産物であることを示す表示で、エコ農産物マーク取扱規程（以下「規程」という）で定めるものをいう。
- (3) この要領において、小分け業者とは、マークが付されている農産物を小分けし、小分け後の包装にマークを貼付する業者をいう。

(マークの使用許可申請)

第3条 マークの使用許可を受けようとするエコ農業者及びエコ農業推進団体は、次の内容を記載した使用許可申請書（別記様式第1号）を作成し、県知事に提出するものとする。

- (1) 生産者の氏名及び住所
- (2) 生産する圃場の所在地
- (3) 生産するエコ農産物名
- (4) 導入する生産方式の内容
- (5) エコ農産物の生産計画及び出荷計画

2 1の申請書は、農林総合事務所を経由して提出するものとする。

3 複数のエコ農業者が、任意の団体名で表示を行う場合は、一括して使用許可申請書を作成し、県知事に提出するものとする。

4 エコ農業者及びエコ農業推進団体として認定を受けていない農業者、法人

及び団体にあつては、認定要領第3条の実施計画の提出に併せて提出することができるものとする。

- 5 マークの使用許可を受けようとする小分け業者は、次の内容を記載した使用許可申請書（別記様式第2号）を作成し、県知事に提出するものとする。
- (1) 小分け業者の氏名及び住所
 - (2) 小分けする施設の名称及び所在地
 - (3) 小分けするエコ農産物名
 - (4) エコ農産物の小分け計画

（使用許可）

第4条 県知事は、第3条の1又は4の申請があつた場合は、認定導入計画との整合性又は小分け計画の妥当性について審査を行い、内容等が適切であると認めるときは、使用を許可するものとする。

- 2 県知事は、使用を許可したときは、使用許可証を交付するものとする。
- 3 県知事は、2の交付を行ったときは、その内容を市町等に通知するものとする。

（マークの使用）

第5条 第4の2の規定により交付を受けたエコ農業者（以下「許可エコ農業者」という。）及びエコ農業推進団体（以下「許可エコ農業推進団体」という。）並びに小分け業者（以下「許可小分け業者」という。）は、エコ農産物の出荷にあたり、マークを使用することができるものとする。

- 2 マークを使用するときは、規程に従って適正に行うものとする。
- 3 マークを使用できる期間は、当該使用許可を受けた日から5年間とし、期間満了時に当該エコ農産物が栽培途中であるか、又は出荷途中である場合には、当該エコ農産物の出荷終了日までとする。

ただし、許可エコ農業者及びエコ農業推進団体にあつては、認定導入計画の目標年度の末日をもって期間満了とする。

（マークの使用許可申請内容の変更等）

第6条 許可エコ農業者及び許可エコ農業推進団体並びに許可小分け業者（以下「許可エコ農業者等」という。）は、許可申請の内容に変更を生じたときは、すみやかに変更使用許可申請書（別記様式第3号）を作成し、県知事に提出するものとする。

- 2 県知事は、1の変更使用許可申請書の提出があつたときは、変更の内容が本要領に適合するか否かを審査し、承認の可否を許可エコ農業者等に通知す

るものとする。

(遵守事項)

第7条 許可エコ農業者及び許可エコ農業推進団体

- (1) 許可エコ農業者は、認定導入計画に沿った適正な栽培に努め、許可エコ農業推進団体は、認定されたエコ農業栽培体系に沿った適正な栽培に努めるものとする。
- (2) 許可エコ農業者及び許可エコ農業推進団体は、エコ農産物の生産ほ場を特定し、別に定める事項を内容とする立て看板(別記様式第4号)を圃場の見やすい箇所に常時設置するものとする。
- (3) 許可エコ農業者及び許可エコ農業推進団体は、エコ農産物を他の農産物と区分して管理するものとする。また米のとう精後の包装等にマークを付すときは、単体でとう精を行うものとする。
- (4) 許可エコ農業者及び許可エコ農業推進団体は、エコ農産物生産出荷管理記録(別記様式第5号)及びエコ農産物マーク管理記録(別記様式第6号)を作成し、3年間以上保存するものとする。
- (5) 許可エコ農業者及び許可エコ農業推進団体は、当該エコ農産物が第2の1に規定する要件を満たさなくなったときは、すみやかにマークの使用を中止するものとする。
- (6) 許可エコ農業者及び許可エコ農業推進団体は、毎年3月末日までに、前年度の生産出荷管理記録(別記様式第5号)及びマークの使用実績(別記様式第8号)を県へ報告するものとする。
- (7) 許可エコ農業者及び許可エコ農業推進団体は、毎年3月末日までに、当該年度の生産出荷計画(別記様式第9号)を県へ報告するものとする。
- (8) 許可エコ農業者及び許可エコ農業推進団体は、第8条の規定による報告の求め及び現地調査に対し協力するものとする。
- (9) 許可エコ農業者及び許可エコ農業推進団体は、県が主催する表示に関する講習会について受講に努めるものとする。

2 許可小分け業者

- (1) 許可小分け業者は、エコ農産物を取り扱う施設を特定し、適正な小分け作業に努めるとともに、別に定める事項を内容とする施設看板(別記様式第4号)を施設内の見やすい箇所に常時設置するものとする。
- (2) 許可小分け業者は、エコ農産物を他の農産物と区分して管理するものとする。
また、米のとう精後の包装等にマークを付すときは、単体でとう精を行

うものとする。

- (3) 許可小分け業者は、エコ農産物小分け記録（別記様式第7号）及びエコ農産物マーク管理記録（別記様式第6号）を作成し、3年間以上保存するものとする。
- (4) 許可小分け業者は、当該エコ農産物について化学合成資材の添加又は処理が行われた場合、又は他の農産物と物理的に明瞭に区分されていない場合は、これらのロットについて当該マークを抹消しなければならない。
- (5) 許可小分け業者は、毎年3月末日までに、前年度の小分け記録（別記様式第7号）及びマークの使用実績（別記様式第8号）を県へ報告するものとする。
- (6) 許可小分け業者は、毎年3月末日までに、当該年度の小分け計画（別記様式第10号）を県へ報告するものとする。
- (7) 許可小分け業者は、第8条の規定による報告の求め及び現地調査に対し協力するものとする。
- (8) 許可小分け業者は、県が主催する表示に関する講習会について受講に努めるものとする。

（報告聴取、現地調査等）

第8条 県知事は、マークが適切に使用されているかを確認するため、許可エコ農業者等から必要な報告を求め、又は生産者が管理する農地若しくは小分け業者が管理する小分け施設での現地調査を行うことができるものとする。

（許可の取り消し等）

第9条 県知事は、マークの使用許可を受けていない者が不正にマークを使用したことを確認したときは、表示を行った者に対しマークの使用中止を指導する。

- 2 県知事は、許可エコ農業者等が第7条に定める遵守事項に違反し、かつ不正にマークを使用したことを確認したときは、マークの使用の中止を指導するとともに、悪質な場合は、マークの使用許可を取り消し、その年度から起算して3年間、当該生産者又は小分け業者に対して、使用を許可しないものとする。

（農林総合事務所長の役割）

第10条 使用許可申請書、変更使用許可申請書及び各報告の進達

2 使用許可証、変更承認通知の申請者及び関係市町村への通知

3 許可エコ農業者及び許可エコ農業推進団体に対する重点指導及び実施状

況の確認

(その他)

第 1 1 条 この要領に定めるもののほか、エコ農産物の表示に関し必要な事項は県知事が定める。

エコ農産物マーク取扱規程

令和5年3月30日 生流第1847号

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県エコ農産物表示要領（以下「要領」という。）第5条の2の規定により、エコ農産物マーク（以下「マーク」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(表示事項)

第2条 表示は、次の内容で構成される。

- (1) マーク
 - (2) 「石川県エコ農産物」の文字
 - (3) 許可エコ農業者の場合は、認定番号及び認定者名
 - (4) 許可エコ農業推進団体の場合は、認定番号及び認定団体名
- 2 マークは、別記に指定する色を用いて作成すること。
- 3 複数のエコ農業者が任意の団体名で表示を行うため、要領第3条の3の規定に基づき一括して使用許可申請を行い許可を受けた場合は、認定番号に代えて要領第4条の2の使用許可証の番号を、認定者名に代えてマークの使用許可を受けた団体名を記載する。
- また、小分け業者の場合は、認定番号に代えて使用許可証の番号を、認定者名に代えてマークの使用許可を受けた小分け業者名を記載する。

(表示の方)

第3条 第2条の1に掲げる表示は、別記のとおり一体的に行うものとし、消費者に直接販売する場合には、容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他の見やすい箇所に、上記以外の場合には、容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等にしなければならない。

(表示禁止事項)

第4条 次に掲げる事項は、表示しないものとする。

- (1) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- (2) 栽培方法、品質等を誤認させる文字、絵、写真その他の表示

(その他)

第5条 許可エコ農業者等は、マークの使用に併せ、マークの意味や当該エコ農産物の栽培方法等についてチラシ等により情報提供に努めるものとする。

附則 この規程は、令和5年3月30日から施行する。

別記

カラー



石川県エコ農産物

認定番号 認定者名

モノクロ



石川県エコ農産物

認定番号 認定者名